

2. 関税化に伴い新設された品目

品 名		1 次税率	2 次税率	割 当 数 量	
				9 年度	10年度
脱脂粉乳	学校等給食用	無税	419.33円/kg あるいは450円/kg	7,264	7,264
	学校等給食用以外	無税, 25%, 35%	22.5%+419.33円/kg ～31.5%+450円/kg	74,973	74,973
無糖れん乳		25%, 30%	22.5%+269円/kg あるいは 27%+539円/kg	1,500	1,500
ホエイ等	ホエイ及び調製ホエイ (配合飼料用)	無税	31.5%+450円/kg あるいは 31.5%+727.33円/kg	45,000	45,000
	ホエイ及び調製ホエイ (乳幼児用調製粉乳製造用)	10%	31.5%+450円/kg ～31.5%+1,083.33円/kg	25,000	25,000
	無機質を濃縮したホエイ	25%, 35%	31.5%+450円/kg あるいは 31.5%+727.33円/kg	14,000	14,000
バター及びバターオイル		35%	31.5%+1,043円/kg あるいは 31.5%+1,227円/kg	581	581
調 整 食用脂	ニュー・ジーランド原産	25%	31.5%+1,227円/kg	11,550	11,550
	その他のもの			7,427	7,427
その他の乳製品		12%～35%	25%+57円/kg ～31.5%+1,227円/kg	128,360	130,220
雑豆		10%	375円/kg	120,000 (47,000)	120,000 (52,900)
でん粉, イヌリン及びでん粉調製品		無税, 16%, 25%	126円/kg	175,400 (87,700)	173,400 (87,700)
落花生		10%	653.33円/kg	75,000	75,000
こんにゃく芋		40%	2,960.33円/kg	267	267
菌		無税	2,671.33円/kg	2,500	1,995

(注) 1. 関税割当数量欄の () 内の数字は当該年度の上期の関税割当数量である。

2. 脱脂粉乳, ホエイ等, バター及びバターオイルの「2 次税率」には, 農畜産業振興事業団が徴収するマークアップを含む。

(注) 関税割当制度：関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（1 次税率）を適用して需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この枠を超える輸入分については、高関税率を適用することによって国内生産者の保護を図る制度である。この場合、1 次税率の適用を受ける数量は、原則として、国内需要見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して、関税率審議会に諮問の上、政令で定めることとされている。

第7節 対外経済関係

1 W T O

(世界貿易機関)

(1) ガットからWTOへ

ガットにおいては、1947年から1979年まで多角的貿易交渉（ラウンド）が7回開かれ、各国の関税の引下げ、貿易障壁の低減など多くの成果をもたらしてきた。その後、1986年にウルグアイ・ラウンドが開始され、7年越しの交渉を経て1993年12月に実質合意された。我が国は1994年12月に「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（WTO協定）について国会承認を経て受諾した。これに対応し、7本の関連法案の改正が行わ

れた。農林水産省関連の法案は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法、農産物価格安定法の4法案である。そして、1995年1月1日にWTO協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、世界貿易機関が設立された。

(2) 農業協定の概要

WTO協定は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」(本体)と附属書1～4からなっている。農林水産関係では、附属書1Aに国境措置、国内支持、輸出補助等を規律する農業協定、動植物検疫を規律するSPS協定、食品規格などを規律するスタンダード協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺措置協定などが、附属書4に国際牛肉協定、国際酪農品協定が含まれている。

農業協定は、各国が、国境措置、国内支持、輸出競争の3分野について具体的かつ拘束力のある約束を作成し、1995年から2000年までの6年間(以下「実施期間」という。)でこれを実施することを定めている。(我が国は1995年4月1日より実施を開始することとなった。)

国境措置については、輸入数量制限等の非関税措置を関税化して、関税相当量(国内卸売価格と輸入価格の差)を設定し、実施期間において、関税相当量を含め関税率を農産物全体で平均36%、各品目ごとに最低15%の削減を毎年同じ比率で実施する。また、関税化の対象品目の基準期間(1986～1988年)における輸入実績または輸入割当枠に基づいて設定する現行の「アクセス機会」(輸入量)は維持・拡大し、輸入がほとんど行われていない品目については、実施1年目には、基準期間における国内消費量の3%のミニマム・アクセス機会(最小限度のアクセス機会)を設定し、最終年には5%まで拡大する。なお、食糧安全保障や環境保全等の非貿易的関心事項の重要性を考慮し、「関税化の特例措置」として、①基準期間において輸入が国内消費量の3%未満であること、②輸出補助金が付与されていないこと、③効果的な生産制限措置がとられていることの条件を満たす農産物については、ミニマム・アクセス機会の引上げ(実施1年目の3%を4%に、最終年の5%を8%に加重する。)等を行うことを条件に6年間関税化を実施しないことができる。また、この特例措置の7年目以降の取扱いについては、実施期間の終了1年前に交渉を行い決定することとされている。

国内支持については、農業・農村基盤、市場等の整

備や環境対策等で一定の条件を満たした政策を除くすべてのものについて、助成合計量(AMS)により計算された基準期間(1986～1988年)の支持総額の20%を実施期間において、毎年同じ比率で削減する。なお、支持総額が生産額の5%以下の品目については、削減対象から除かれる。

輸出競争については、実施期間において、原則として1986～1990年平均を基準として、輸出補助金額を36%、補助金付き輸出数量を21%それぞれ削減するとともに、新たな産品に対する輸出補助金の供与が禁止される。

また、農産物輸出の禁止または制限を行う国は、輸入国の食糧安全保障に与える影響に十分な考慮を払うとともに、実質的な利害関係を有する輸入国と協議する。

なお、開発途上国については、関税、国内支持等の保護の削減率を先進国の3分の2(後発開発途上国は、削減を要しない。)、実施期間を10年とするなどの特例が設けられている。

(3) 各委員会の主な活動

これらの協定に対応してWTOには農業委員会、SPS委員会、スタンダード委員会などの各委員会が設けられ、加盟各国の実施状況のレビューを行うこととされている。

①農業委員会

農業委員会は農業協定第18条に基づき、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施レビューを行っている。また、農業協定第16条により、「改革計画が後発開発途上国及び食料純輸入開発途上国に及ぼし得る悪影響に係る措置に関する決定」に関する措置を適宜監視することとされている。

②SPS委員会

SPS委員会は、SPS協定の運用に係る諸問題について検討、協議を定期的に行う場として、関係国際機関の協力の下開催されており、現在、①SPS措置の変更にについての通報手段、②国際基準の使用の監視手続、③「整合性」のための指針を作成するための議論等が行われている。

(4) WTO閣僚会議

閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、多国籍貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有しており、少なくとも2年に1回会合することとされている。WTOの第1回閣僚会議は、96年12月にシンガポールで開催された。

この閣僚会議では、閣僚宣言、各委員会からの報告書が採択された。このうち、農業委員会報告書では、

農業協定に定められたタイム・フレームを尊重すること、各国約束の遵守に関する評価、分析・情報交換を更に続行すること、以上の作業により、継続交渉開始前における問題点の理解の促進と各国の利害を明確化することが可能になること等が合意された。

また、第2回閣僚会議は、98年5月にスイスのジュネーブで開催される。

2 O E C D

(経済協力開発機構)

(1) 閣 僚 理 事 会

ア 第36回閣僚理事会は、マーシャルプラン50周年式典と併せて、1997年5月26日、27日の両日、パリのOECD本部で開催された。我が国からは政府代表として池田外務大臣、佐藤通産大臣及び麻生経済企画庁長官が出席し、①マクロ経済政策、②規制制度改革、③貿易投資の更なる自由化、④投資協定と輸出信用等について討議が行われた。

イ まずマクロ経済政策については、持続可能な成長と社会の一体性の両立の重要性、財政再建、政策効果と支出効率の向上のための公的部門の運営の改革について話し合われた。規制制度改革については、より質の高い規制や過度の規制の緩和を含む包括的な規制制度改革が必要であること、OECDの規制制度改革報告書を歓迎し、その基本的考え方を支持することについて合意がみられた。貿易投資の更なる自由化については、ビルトインアジェンダやシンガポール閣僚会合で合意された投資、競争、貿易促進等に関する新しい作業の遂行への決意、OECDの委員会のWTOの各委員会で行っている作業への貢献等について言及された。また、投資協定と輸出信用については、「多国間投資協定(MAI)」を98年閣僚理事会までに締結すること及び「農産物公的輸出信用」交渉を早急に終了し、98年理事会に報告提出することについて継続して努力することについて合意した。

(2) 農 業 大 臣 会 合

ア 1998年3月5日、6日の2日間にわたり、パリのOECD本部において、第12回農業大臣会合が開催された。会合では、オランダ農相が議長となり、我が国の島村農林水産大臣のほか米国、EU、豪州各国の農相が副議長を務めた。会合には、加盟国中4カ国が代理出席となった以外は全て農相自身が出席し、WTO次期交渉を間近にひかえる中で農業に対する各国の関心の高さが伺われた。

イ 会合では、まず87年以降の各国における農業セクターや農業政策の進展状況について議論が行われ

た。この中では、94年のUR合意が農政改革の過程における一つの重要なステップであるとされるとともに、その実施とあわせ、各国における農業支持の削減や国内政策・貿易政策の改革努力により、80年代を特徴づける農産物過剰生産問題が軽減され、経済効率が高まり、農産物国際市場の機能が改善されたこと等が認識された。

ウ 一方で、農政改革の進展は、それぞれの国における社会的、経済的要因の影響を受けて様々なものとなっており、相当な改革を行った国がある一方で農業が依然としてかなりの支持を受け、市場シグナルに十分に反応していない国もあること、市場価格支持は、減少しているものの依然としてほとんどの国における主要な支持形態となっていること、多くの支持が現在の生産と関連づけられていること、多くの農業政策はなお消費者や納税者の相当の負担を伴っており、目的に対して最も効率的な方法となっていないこと等も指摘された。

エ 将来の政策課題に関する議論では、農業の多面的機能の取り扱いが大きな争点の一つとなった。我が国やヨーロッパ諸国の多くがその重要性を強調したのに対し、輸出国は、将来の交渉等において輸入国が農業の多面的機能を自由化回避の根拠とすること等を警戒し、否定的な姿勢を示した。

オ 食料安全保障については、96年に開催された世界食料サミットの重要性が強調されるとともに、OECD加盟国は世界の食料安全保障の達成に責任を有しており、貧困の撲滅、十分な食料の生産及び公正で市場指向型の世界貿易システムの確立といった多角的な取り組みが必要とされた。なお、食料安全保障については、我が国等食料輸入国がその重要性を指摘したのに対し、輸出国側からは、食料安全保障は生産というよりはむしろ食料へのアクセスの問題であり、貿易の自由化を通じたアクセスの改善や途上国の経済成長が重要との考えが示された。

カ この他に、食品の安全性と消費者への懸念、動物愛護等についても議論が行われ、最後に各国が目指すべき「共通の目標」とその実現に向けての「政策原則」を採択した。

(3) 農 業 委 員 会

ア 本委員会では、1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続き、PSE等を利用しつつ各国の農業改革の進展状況を点検するとともに農産物の需給及び貿易の動向等を分析した、1997年版「農業政策、市場及び貿易のモニタリング及び評価に関するレポート」(モニタ

リングレポート)の作成が行われた。

イ 「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、農業が環境に与える正負両方の影響を定量化した指標(農業環境指標)の開発、各国の農業環境政策の効果等の分析、農政改革が環境に与える影響に関する分析等の作業が引き続き行われた。なお、1997年11月には、農業の持続的な水管理に関するワークショップがアテネで開催された。

(4) そ の 他

「農村地域開発」に関連して、第13回理事会会合が我が国において開催された。理事会においては、日本、オーストリア、フランスより農村アメニティをテーマとしたケーススタディが報告され、事務局よりは、農村アメニティ政策のガイドラインに向けた政策手法の体系的な整理が行われた。また併せて「農村地域のアメニティ政策」をテーマとしたワークショップを開催し、石川、大分、奈良県下で現地調査を催した。

3 APEC

APEC(アジア・太平洋経済協力)は、政府間の経済・社会問題の分析・協議等を行うため、1989年に太平洋地域に位置する国、地域(1997年8月、18カ国・地域：日本、韓国、米国、カナダ、シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、豪州、ニュージーランド、中国、香港、台湾、メキシコ、パプアニューギニア、チリ)によって構成される穏やかな協議体として発足し、年々その活動の充実が図られている。

1995年の大阪首脳会議では、「2020年(先進国は2010年)までに域内の開かれた貿易の自由化、円滑化を達成すること」を唱った1994年の「ボゴール宣言」の実現に向けた具体的な「大阪行動指針」が策定された。これをうけて、1996年のマニラ閣僚会議において、各国なりの具体的な取り組み方向を示した「マニラ行動計画」が策定された。また、1995年の大阪首脳宣言で、急激な人口増加及び急速な経済成長が食料、エネルギー、環境に与える影響について、長期的問題としてこれに取り組むこととされ、このうち、食料問題については、1996年に食料タスクフォースが設置され、1997年はAPEC地域内の食料問題についての分析が行われた。

4 デンバーサミット

主要先進国の首相が政治、経済の諸問題について検討する第21回サミットが、6月20日から22日までアメリカのデンバーで開催され、我が国からは橋本総理大

臣等が出席した。今回から正式メンバーとして加ったロシアを含めたG8会合では、「政治問題」「地球規模問題」を中心に議論された。また、ロシアを除いたG7会合では「経済・金融問題」が議論され、その中心は「財政再建」「金融システムの安定」等であった。「貿易」は議題とならなかったが、採択された声明には「成長するグローバルな貿易及び投資への支持」が掲げられ、その中に「UR協定の完全かつ効果的な実施」等が盛り込まれた。

5 UNCTAD

(国連貿易開発会議)

UNCTAD(本部ジュネーブ)は、1964年に設立された国連の一機関であり、開発途上国の貿易と経済開発に関する問題を取り上げ、解決策を討議する場で、いわゆる南北問題の主要フォーラムである。特に、4年に1回開催される総会は、途上国の貿易・経済開発問題に対する国際社会の取り組み方について、政策レベルで中長期的な方向付けをする重要な意義を持ち、①世界経済のレビュー、②一次産品、③製品・半製品、④貿易、⑤特惠、⑥後発開発途上国(LLDC)問題等につき協議が行われ、これまで多くの決議が採択された。

これらの決議をもとに、特惠関税制度の導入、一次産品総合計画(IPC)の採択とそれに基づく共通基金(CF)協定発効をはじめ、熱帯木材協定、ジュート協定等の発効、保護主義・構造調整年次レビューのスタート、輸出所得補償融資制度の検討などが行われている。

6 国際商品協定

(1) 国際穀物協定

1986年国際小麦協定は、数度の延長により有効期限が1995年6月30日までとなっていたが、1993年より新協定交渉が行われた結果、1994年12月に新たな「1994年国際穀物協定」が合意され、1995年7月1日に暫定発効した。

新協定は、「1994年穀物貿易規約」と「1994年食糧援助規約」から成っており、小麦を穀物に名称変更したものであり、基本的には「1986年国際小麦協定」を踏襲した内容となっており、穀物貿易規約は国際穀物理事会(旧国際小麦理事会)を通じた情報交換・統計整備を中心としたものとなっている。

食糧援助規約では毎年1千万トン以上の食糧援助を目標としており我が国の年間最小拠出義務量は30万トンとなっている。(有効期限は1999年6月30日まで延長)

(2) 国際砂糖協定

「1992年の国際砂糖協定」は、1993年1月に発効した。同協定は前協定と同様、経済条項を有さず情報交換を中心としたものとなっている。

なお、同協定は前協定と比べて、経済条項の復活の表現が弱くなった他、加盟国の脱退から消費国の分担金の負担増を防ぐため、生産国・消費国の区分を廃止する等の改定がなされている。(有効期限は1999年12月31日まで延長)

(3) 国際コーヒー協定

「1983年の国際コーヒー協定」は、輸出割当制度を基本とする経済条項を有し、コーヒーの国際価格が一定水準以下にある場合、加盟輸出国に輸出割当を課して市場への供給を調整する機能を有していた。

しかし、1989年7月の理事会では輸出シェア等をめぐる輸出入国の対立があり、1989年7月4日から経済条項を停止した。

また、1983年協定は4度延長(1994年9月30日まで)し、理事会は新協定に向けて検討を続けていたところ、1994年3月に新協定が合意され、94年10月に発効した。

なお、新協定は経済条項が削除され、情報交換を中心とした協定となっている。(有効期限は1999年9月30日)

(4) 国際ココア協定

1986年に代わる新協定交渉が1992年から1993年にかけて行われたところ、1993年7月に新たな1993年国際ココア協定が合意され、1994年2月に発効した。

新協定は、前協定がココアの価格安定メカニズムとして採用してきた緩衝在庫制度を廃止し、新しいメカニズムとしてココアの生産管理計画を採用している。この他、情報交換、CF(一次産品共通基金)との連携や環境への考慮等が明記されている。(有効期限は1999年9月30日)

(5) 国際熱帯木材協定

1983年協定は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。

我が国は熱帯産木材の最大の輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目標達成に貢献できるとの考えから、機関(ITTO)本部を我が国(横浜市)に誘致した。

1983年協定の有効期限は2度延長され、1994年3月31日までとなっていたところ、1993年4月以降新協定交渉が開始され、木材の対象を熱帯から温・寒帯まで拡大することについて交渉は難航したが、1994年1月

に新たな1994年協定が合意された。

新協定は、1996年9月の締約国会合を経て、1997年1月1日に発効した。新協定には2000年目標や熱帯林の持続的経営の達成のためのバリ・パートナーシップ資金等が明記された。(有効期限は2000年12月31日)

7 日米包括経済協議

(1) 枠組み合意までの経緯

1989年に開始したSII(日米構造問題協議)は91、92年の2回にわたるフォローアップ年次報告により一応の区切りが打たれ、ポストSIIの日米両国の経済面でのパートナーシップを前進させる見地から、1993年4月ワシントンでの日米首脳会談において新たな協議枠組みを構築する合意がなされた。これを受けて同年6月ワシントン及び東京において次官級準備会合、7月東京において日米首脳会談が開催され、マクロ経済、構造・セクター、協力の各分野について双方の提案が協議された。双方の間には合意内容の実施状況を評価するための客観基準の解釈等について隔たりがあったが、7月10日合意に至り、「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」として公表された。

(2) 枠組み合意の概要

協議は双方通行の対話、MFNベースの恩恵、ガバメントリーチ(政府の責任範囲内)などを基本原則とする。

マクロ経済面では日本は製品・サービス輸入の相当程度の増加を促進し経常収支の黒字の十分意味のある縮小を中期的に達成すること、米国は財政赤字を相当程度削減し国内貯蓄を奨励すること等を目的とする。

セクター別・構造面の協議では「政府調達」、「規制緩和及び競争力」、「その他の主要セクター(自動車及び自動車部品)」、「経済的調和」、「既存のアレンジメント及び措置の実施」の5つのバスケットについて次官級を議長とし、適当な場合には作業部会(WG)が設けられる。このうち「政府調達」、「保険市場(規制緩和及び競争力バスケット)」、「自動車産業」は優先的分野として1994年1月までに合意するよう努める。

(3) 当省関係各会合の開催状況

1997年6月のデンバー・サミット時の日米首脳会談でセクター別・構造分野のうち、「規制緩和等」については、「強化されたイニシアティブ」として合意され4つの個別分野専門家会合と分野横断的な「規制緩和・競争政策等」会合及び全体をレビューする上級会合を設置することとなった。

当省関係では個別分野のうち住宅専門家会合を1997

表23 日米包括経済協議の経緯（農水省関係）

平成9年	第7回コモン・アジェンダ次官級会合
5月22日	投資WG第3回フォローアップ会合
6月16～18日	日米首脳会談（強化されたイニシアティブ）
6月19日	第1回規制緩和上級会合
11月13～14日	投資WG第4回フォローアップ会合
12月10～12日	
平成10年	
3月4日	第2回規制緩和上級会合
3月10日	第2回地球的食料供給WG
3月11日	第8回コモン・アジェンダ次官級会合
3月12日～13日	コモン・アジェンダ・オープン・フォーラム

表24 二 国 間 会 議

〈国・地域名〉	〈会議名〉	〈期間〉	〈場所〉
EU	第36回日・EUハイレベル協議	97.4.21～22	ブリッセル
アセアン	第15回日・アセアンフォーラム	97.5.27～28	東京
ロシア	貿易経済に関する日露政府間委員会	97.6.9	東京
フィンランド	第9回日・フィンランド貿易経済協議	97.6.9～10	東京
EU	第6回日・EU定期首脳協議	97.6.25	ハーグ
アイルランド	第6回日・アイルランド貿易経済協議	97.7.2	ダブリン
アメリカ	第10回日・米林産物小委員会	98.2.3	東京
オーストラリア	第14回日・豪閣僚委員会	97.7.31～8.1	東京
タイ	第5回日・タイ経済協議	97.9.2～3	東京
メルコスール	第2回日・メルコスール高級事務レベル協議	97.10.13～14	東京
ノルウエー	第14回日・ノルウエー貿易経済協議	97.12.1	東京
チェコ	第1回日・チェコ貿易経済協議	97.12.3	プラハ
台湾	第22回日・台貿易経済協議	97.12.4～5	東京
ポーランド	第1回日・ポーランド貿易経済協議	97.12.5	ワルシャワ
EU	第7回日・EU定期首脳協議	98.1.12	東京
インド	第13回日・印貿易協議	98.1.23	ニューデリー
スウェーデン	第24回日・スウェーデン貿易経済協議	98.2.16～17	ストックホルム
N.Z	第16回日・NZ高級事務レベル経済定期協議	98.3.26～27	ウェリントン

年7月、1998年2月に開催した。分野横断的な規制緩和等WGを1997年9月、1998年2月に開催した。

全体をレビューする上級会合（日米次官級）を1997年11月及び1998年4月に開催した。

「投資等」については1997年6月及び12月に「投資・企業間関係」WGフォローアップ会合を開催した。

地球的展望に立った協力のための共通課題（コモン・アジェンダ）については、1997年6月のデンバー・サミット時の日米首脳会談で既存の26分野を18の分野に整理・統合した。

当省関係では1998年3月に地球的食料供給分野WG及び保全政策WG「森と水」専門部会を開催した。

1997年5月及び1998年3月に全体をレビューする次官会合を開催した。

8 二 国 間 会 議

我が国は、以下の会議等を通じ、諸外国と貿易経済上の情報・意見の交換を行い、相互理解の深化に努めた。（表24）

第8節 国 際 協 力

1 国際協力に関する企画調査等

農林水産業協力は、開発途上国の食料問題の解決に資するのみならず、農業部門が開発途上国の国民所得や就業人口に大きなウエイトを占め経済社会の安定基盤となっており、国内資源の有効利用等を通ずる自立的発展にとって重要であることから、近年その役割は増大している。

このような農林水産業協力の拡大及びその効率的、効果的な実施の要請に対処するために、表25のとおり調査研究、協力事業の評価等を民間団体に委託して実施した。

また、民間の農林水産業協力を通じ、開発途上国の現状に即した農林水産業開発の一層の促進を図るため、表26のとおり、民間の行う調査事業、協力推進事業に助成を行った。

表25 農林水産業協力関係委託費

事 項 名	予算額 (千円)
地球環境協力支援データ・ベース策定費	23,810
アジア地域農林水産関連地球サミット対応支援事業	9,847
海外研修映画製作	16,051
海外農林業協力事後評価	31,713
アジア農業生産性向上事業協力	80,070
農林水産業資金協力促進検討調査	48,440
FAOフィールドプロジェクト波及効果等調査	10,589
農林水産業協力構想策定検討事業	92,400
アジア諸国の発展段階別農業・農村開発基礎調査	16,999
食糧増産等に係る援助発展支援基礎調査	13,378
開発途上国等農協事業育成基礎調査	12,013
海外農水産物等安全性向上技術協力基礎調査	11,723
新たな農林水産業協力の展開推進調査	59,663
開発途上国国内消費型投資促進検討調査	15,702
食糧の持続的生産支援促進費	62,594
開発途上国における農業統計改善推進費	21,331
特定海外農業農村開発事業推進調査	10,170
農地水資源管理モニタリングシステム構築調査	111,616
海外水管理農民組織状況調査	18,595
ICID技術交流費	49,500
機械化農業生産体系確立海外技術協力促進事業	21,335
畜産技術協力推進事業	55,385
飼料穀物等生産促進基本調査	18,001
穀物の検査技術協力推進事業	27,220
国際漁業振興協力事業	58,563

表26 農林水産協力関係補助金

事 項 名	予算額 (千円)
中国青年農業指導者育成事業	35,999
海外農協間協力等推進費	43,627
FAO等協力事業費	60,601
海外食糧農業情報整備等推進費	369,380
海外農業開発事業事前調査	281,574
海外農業開発調査費	835,174
海外先導的農業者育成事業	94,913
農業生産分野海外技術協力システム化促進事業	8,235
婦人農業者等国際交流促進事業	11,719
食品流通技術海外協力事業	7,983
食品産業技術海外協力円滑化事業	25,896
海外食品加工企業環境改善対策確立事業	14,241
生鮮食品流通改善技術協力基礎調査事業	9,242
海外林業協力推進事業	850,373
国際漁業振興協力事業	4,366,121

2 技 術 協 力

農林水産関係の海外技術協力を促進するため、開発途上国等を対象に国際協力事業団を通じて、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の供与及びこれらを組み合わせたプロジェクト方式技術協力並びに開発計画作成のための開発調査等を行うとともに、協力を携わる海外派遣専門家の養成確保を行った。

このほか海外農業技術交流として、前年度に引き続

表27 9年度地域別、分野別受入数

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
ア ジ ア	519	120	82	68	789
中 近 東	49	5	3	26	83
ア フ リ カ	203	27	50	38	318
中 南 米	197	54	52	131	434
太平洋・欧州・その他	33	10	8	31	82
計	1,001	216	195	294	1,706

きロシア、中国、韓国ともそれぞれ交流を行った。

(1) 海外研修員の受入れ

海外研修員の受入れ実績は次のとおりである。

昭和29～9年度（累計）	163,335
9年度	11,399

これらの研修は、個別研修と集団研修に大別される。その他、第三国研修を24コース、第二国研修を3コース実施した。

9年度に実施した農林水産関係の集団コースのうち、農林水産省が開設したものは27コース、243名（特設コース8コース、59名を含む）、国際協力事業団等が開設したものは57コース426名であり総数669名である。

これらの研修員の地域別、分野別受入れ実績は表27のとおりである。

(2) 専門家等の海外派遣

9年度において農林水産業技術協力のために海外に派遣された専門家は継続、新規合わせて1,468名であった。その地域別・分野別内訳は表28のとおりである。

また、開発調査、プロジェクト方式技術協力等各種協力事業の調査団へ1,740名が派遣されている。

表28 9年度地域別、分野別派遣人数

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
ア ジ ア	417	125	170	61	773
中 近 東	33	5	0	41	79
ア フ リ カ	71	15	35	45	166
中 南 米	213	54	68	66	401
太平洋・欧州・その他	13	7	14	15	49
計	747	206	287	228	1,468

表29 9年度協力プロジェクト
プロジェクト名

協力期間

〈新規案件〉
(農業分野)

インドネシア	二化性養蚕技術実用化促進計画	1997. 4. 1~2002. 3.31
ネパール	適正農業機械技術開発センター計画A/C	1997. 4.16~1999. 3.31
フィリピン	農業協同組合振興計画A/C	1997. 7. 1~1999. 6.30
ミャンマー	園芸開発計画(フェーズII) F/U	1997.11.12~1999.11.11
ラオス	高生産性稲作技術研究計画	1997. 8. 1~2002. 7.31
中国	シードバンク計画	1997. 6. 1~2002. 5.31
	ヴィエンチャン県農業農村開発計画(フェーズII)	1997.11. 1~2002.10.31
	農業機械修理技術・研修計画F/D	1997. 4. 1~1998. 3.31
	三江平原農業総合試験場計画A/C	1997.11. 1~1999.10.31
ガーナ	ガーナ灌漑小規模農業振興計画	1997. 8. 1~2002. 7.31
ドミニカ共和国	山間傾斜地農業開発計画	1997. 9. 1~2002. 8.31
パラグアイ	小農野菜生産技術改善計画	1997. 4. 1~2002. 3.31
	大豆生産技術研究計画	1997.10. 1~2002. 9.30

(畜産分野)

バングラディシュ	家禽管理技術改良計画	1997.11. 1~2002.10.31
モンゴル	家畜感染症診断技術改善計画	1997. 7. 1~2002. 6.30
ブルガリア	発酵乳製品開発計画	1997. 7. 1~2002. 6.30

(林業分野)

インドネシア	林木育種計画(フェーズII)	1997.12. 1~2002.11.30
タイ	東北タイ造林普及計画F/U	1997. 4. 1~1998. 9.30
	造林研究訓練計画A/C	1997.11.14~1999.11.13
フィリピン	パンタバンガン林業開発計画A/C	1997. 7.24~1999. 7.23
ケニヤ	半乾燥地社会林業普及モデル開発計画	1997.11.26~2002.11.25
タンザニア	キリマンジャロ村落林業計画(フェーズII・F/U)	1998. 1.15~2000. 1.14
チリ	半乾燥地治山緑化計画F/U	1998. 3. 1~1999. 3.28

(水産分野)

トルコ	黒海水域増養殖開発計画	1997. 4.16~2002. 4.15
チリ	貝類増養殖開発計画	1997. 7. 1~2002. 6.30

〈継続案件〉

(農業分野)

インドネシア	種子馬鈴薯増殖研修計画	1992.10. 1~1997. 9.30
	灌漑排水技術改善計画	1994. 6.10~1999. 6. 9
	農水産業統計技術改善計画	1994.10. 1~1999. 9.30
	大豆種子増殖・研修計画	1996. 7. 1~2001. 6.30
	農業研究強化計画A/C	1996.12.17~1998.12.16
	南東スラウェシ州農業農村総合開発計画F/U	1997. 3. 1~1998. 2.28
タイ	東部タイ農地保全計画	1993. 6.10~1998. 6. 9
スリランカ	ガンパハ農業普及改善計画	1994. 7. 1~1999. 6.30
	植物検疫所計画	1994. 7. 1~1999. 6.30
フィリピン	稲研究所計画	1992. 8. 1~1997. 7.31
	畑地灌漑技術開発計画(フェーズII)	1993. 5.28~1998. 5.27
	土壌研究開発センター計画(フェーズII)	1995. 2. 1~2000. 1.31
	農村生活改善研修強化計画	1996. 6.15~2001. 6.14
	ボホール総合農業振興計画	1996.11.11~2001.11.10
	農業モニタリング体制改善計画	1997. 3.31~2002. 3.30
ミャンマー	灌漑技術センター計画(F/U)	1995. 4. 1~1999. 3.31
ラオス	ヴィエンチャン県農業農村開発計画	1995.10. 1~1997.10.31
中国	河南省黄河沿革稲麦研究計画	1993. 4. 1~1998. 3.31
	灌漑排水技術開発研修センター計画	1993. 6.10~1998. 6. 9
	湖北省江漢平原四湖湛水地域総合開発計画	1997. 1.10~2002. 1. 9
	米作機械化計画A/C	1996. 3.30~1998. 3.29
エジプト	植物遺伝資源保存研究所計画	1993. 6. 1~1998. 5.31
パキスタン	ムエア灌漑農業開発計画F/U	1996. 2. 1~1998. 1.31
ケニヤ	灌漑稲作機械訓練計画	1992. 8. 1~1997. 7.31
タンザニア	キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画	1994. 7. 1~1999. 6.30
アルゼンティン	植物ウィルス研究計画	1995. 3. 1~2000. 2.29
ウルグアイ	果樹保護技術改善計画	1995. 3. 1~2000. 2.29

パラグアイ ブラジル	ピラール南部地域農村開発計画	1994. 7. 1~1999. 6.30
	アマゾン農業研究協力計画	1990. 6.28~1997. 6.27
ホンデュラス メキシコ コロンビア ドミニカ共和国 パラグアイ ルーマニア	セラード農業環境保全研究計画	1994. 8. 1~1999. 7.31
	南ブラジル小規模園芸研究計画	1996.12. 1~2001.11.30
ホンデュラス メキシコ コロンビア ドミニカ共和国 パラグアイ ルーマニア	灌漑排水技術開発計画	1994.10. 1~1999. 9.30
	モレロス州野菜生産技術改善計画	1996. 3. 1~2001. 2.28
ホンデュラス メキシコ コロンビア ドミニカ共和国 パラグアイ ルーマニア	傾斜地域灌漑農業開発計画 (延長)	1996.10. 1~1997. 9.30
	胡椒開発計画 (フェーズII)	1992. 7. 7~1997. 7. 6
ホンデュラス メキシコ コロンビア ドミニカ共和国 パラグアイ ルーマニア	青果物流通改善計画 (延長)	1996. 3. 6~1998. 3. 5
	灌漑システム改善計画	1996. 3. 1~2001. 2.28
(畜産分野)		
インドネシア タ	酪農技術改善計画	1997. 3. 3~2002. 3. 2
	中部酪農開発計画	1993. 8. 1~1998. 7.31
マレーシア	国立家畜衛生研究所計画 (フェーズII)	1993.12. 9~1998.12. 8
	アセアン家禽病研究訓練計画A/C	1996. 8. 4~1998. 8. 3
中	未利用資源飼料化計画	1997. 3.15~2002. 3.14
	内蒙古乳製品加工技術向上計画	1994. 6. 1~1999. 5.31
ウルグアイ ボリヴィア ホンデュラス ザンビア	河北省飼料作物生産利用技術向上計画	1995. 4. 1~2000. 3.31
	獣医研究所強化計画	1996.10. 1~2001. 9.30
ウルグアイ ボリヴィア ホンデュラス ザンビア	肉用牛改善計画	1996. 7. 1~2001. 6.30
	養豚開発計画	1993. 5.15~1998. 5.14
ザンビア	ザンビア大学獣医学部技術協力計画 (フェーズII)	1992. 7.22~1997. 7.21
三農試		
アルゼンティン ボリヴィア パラグアイ	園芸総合試験場	1977. 4~
	農業総合試験場	1961. 4~
パラグアイ	農業総合試験場	1957. 9~
(林業分野)		
インドネシア	林木育種計画	1992. 6. 1~1997. 5.31
	熱帯降雨林研究計画 (フェーズIII)	1995. 1. 1~1999.12.31
インドネシア	森林火災予防計画	1996. 4.15~2001. 4.14
	メコンデルタ酸性硫酸塩土壌造林技術開発計画	1997. 3.20~2000. 3.19
ヴィエトナム タイ ネパール ラオス 中	未利用農林植物研究計画	1996. 8. 1~2001. 7.31
	村落振興・森林保全計画	1994. 7.16~1999. 7.15
ヴィエトナム タイ ネパール ラオス 中	森林保全・復旧計画	1996. 7.16~1998. 7.15
	寧夏森林保護研究計画	1994. 4. 1~1999. 3.31
ヴィエトナム タイ ネパール ラオス 中	黒龍江省木材総合利用研究計画A/C	1995. 9.26~1997. 9.25
	湖北省林木育種計画	1996. 1.15~2001. 1.14
パナマ パラグアイ パプア・ニューギニア ブルネイ マレーシア ミャンマー ケニア ウルグアイ ブラジル	福建省林業技術開発計画	1996. 7. 1~1998. 6.30
	森林保全技術開発	1994. 4. 1~1999. 3.31
パナマ パラグアイ パプア・ニューギニア ブルネイ マレーシア ミャンマー ケニア ウルグアイ ブラジル	東部造林普及計画	1996. 4.24~2001. 4.23
	森林研究計画 (フェーズII)	1995. 4. 1~2000. 3.31
パナマ パラグアイ パプア・ニューギニア ブルネイ マレーシア ミャンマー ケニア ウルグアイ ブラジル	林業研究計画A/C	1995.10.12~1997.10.11
	サラワク木材有効利用研究計画	1993. 4. 1~1998. 3.31
パナマ パラグアイ パプア・ニューギニア ブルネイ マレーシア ミャンマー ケニア ウルグアイ ブラジル	中央林業開発訓練センター計画F/U	1995. 8. 1~1997. 7.31
	社会林業訓練計画 (フェーズ2)	1992.11.26~1997.11.25
パナマ パラグアイ パプア・ニューギニア ブルネイ マレーシア ミャンマー ケニア ウルグアイ ブラジル	林木育種計画	1993. 3.10~1998. 3. 9
	サンパウロ州森林・環境保全研究計画	1993. 2. 1~1998. 1.31
パナマ パラグアイ パプア・ニューギニア ブルネイ マレーシア ミャンマー ケニア ウルグアイ ブラジル	アマゾン森林研究計画	1995. 6. 1~1998. 5.31
(水産分野)		
インドネシア タイ ネパール オマーン モロッコ マラウイ モーリシャス アルゼンティン	多種類種苗生産技術開発計画	1994. 4. 2~1999. 4. 1
	水産物品質管理研究計画	1994. 4. 1~1999. 3.31
インドネシア タイ ネパール オマーン モロッコ マラウイ モーリシャス アルゼンティン	淡水魚養殖計画F/U	1996.11. 1~1998.10.31
	漁業訓練計画	1993. 5. 7~1998. 5. 6
インドネシア タイ ネパール オマーン モロッコ マラウイ モーリシャス アルゼンティン	水産専門技術訓練センター計画	1994. 6.20~1999. 6.19
	在来種増養殖研究計画	1996. 4. 1~1999. 3.31
インドネシア タイ ネパール オマーン モロッコ マラウイ モーリシャス アルゼンティン	沿岸資源・環境保全計画	1995.12. 1~2000.11.30
	水産資源評価管理計画	1994.12. 1~1999.11.30
インドネシア タイ ネパール オマーン モロッコ マラウイ モーリシャス アルゼンティン	国立漁業学校計画A/C	1995.11. 8~1997.11. 7
	水産開発研究センター計画F/U	1996. 6.15~1998. 6.14
インドネシア タイ ネパール オマーン モロッコ マラウイ モーリシャス アルゼンティン	漁業訓練計画	1996. 4. 1~2001. 3.31
	国立養殖・海洋研究センター計画F/U	1995. 8. 1~1997. 7.31
インドネシア タイ ネパール オマーン モロッコ マラウイ モーリシャス アルゼンティン	水産増養殖研究開発計画F/U	1996.10. 2~1998.10. 1

(3) プロジェクト方式技術協力事業

開発途上国の農林水産業開発に対し、専門家を派遣、機材供与及び研修員受入れを組み合わせるプロジェクト方式技術協力事業は9年度において表29のとおり110件であった。

以上のほか、9年度においてプロジェクト方式技術協力のための事前調査を行ったものとしては、

中国	農業センサスデータ処理・活用技術改善計画
中国	黒龍江省酪農乳業発展センター計画
インドネシア	優良種馬鈴しょ増殖システム整備計画
インドネシア	林木育種計画（フェーズII）
タイ	持続的農業開発のための灌漑排水システム管理の近代化計画
タイ	東北タイ牧草種子生産開発計画
フィリピン	流域保全管理計画
マレーシア	水産資源・環境研究計画
ラオス	森林保全・復旧計画（フェーズII）
メキシコ	農業機械検査・評価事業計画
エル・サルヴァドル	農業技術開発普及サービス強化計画
ブラジル	東部アマゾン持続的農業開発計画
ドミニカ	山間傾斜地農業開発計画
ミクロネシア	漁業訓練センター計画

の14件がある。

(4) 開発調査事業

開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす農林水産業の基盤整備、生産増強あるいは地域総合開発等の公共開発計画の作成及び森林・水産資源の把握に関して、その国の要請に応じて調査団を派遣し、コンサルティング協力を行う開発調査事業を表30のとおり67件実施した。

表30 平成9年度開発調査事業案件

番号	国名	案件名
[アジア地域]		
1	インド	タミルナド州ため池改修計画
2	インドネシア	ハイランド地域農業開発計画
3	インドネシア	熱帯果樹品質向上計画
4	インドネシア	村落協同組合活性化推進計画
5	インドネシア	ムシ川上流地域社会林業開発計画
6	ヴィエトナム	ゲアン省ナムダム県モデル農村開発計画
7	ヴィエトナム	水産資源調査
8	カンボディア	メコン川環境適応型農業開発計画
9	タイ	東北タイ北部農地改革地区農業総合開発計画
10	タイ	アンダマン海沿岸地域水産振興計画
11	タイ	コクインナン導水計画
12	タイ	チャオプラヤ川流域洪水対策計画
13	中国	河北省太行山区農業総合開発計画
14	中国	陝西省安塞県山間地区農業総合開発計画
15	中国	遼寧省大凌白石ダム工事に関する実験計画
16	ネパール	トリスリ灌漑計画
17	ネパール	西部山間部総合流域管理計画
18	パキスタン	タウンサ堰灌漑システム改修計画
19	パキスタン	地下水かん養ダム計画
20	パキスタン	コトリ幹線水路管理システム計画
21	パキスタン	パンジャブ州支線用水路改修計画
22	バングラデシュ	洪水対策関連維持管理調査
23	フィリピン	辺境地貧困農民対策計画
24	フィリピン	ハロール河流域灌漑計画
25	フィリピン	マングローブ林資源評価調査
26	マレーシア	半島マレーシア穀倉地帯農業用水水管理システム近代化計画
27	マレーシア	サバ州北部マラックパラック地域林業開発計画
28	モンゴル	農牧業協同組合改善計画
29	モンゴル	セレンゲ県森林管理計画
30	ラオス	ヴァンヴィエン地域森林保全流域管理計画
31	ラオス	メコン河沿岸貧困地域小規模農村環境改善計画
[アフリカ地域]		
32	ウガンダ	農業輸送・市場活性化計画
33	エチオピア	南西部地域森林保全計画
34	ガーナ	既存かんがい施設改修計画
35	ガーナ	移行帯地域森林保全管理計画
36	ケニア	ケニア山麓灌漑園芸開発計画
37	ジンバブエ	ムニャティ川下流域農業開発計画
38	セネガル	北部漁業地区振興計画
39	タンザニア	ワミ川中流域灌漑農業開発計画
40	タンザニア	ローアモシ農業農村総合開発計画
41	ニジェール	ティラベリ県砂漠化防止計画
42	ベナン	森林資源地図、インベントリー作成管理調査
43	マダガスカル	マンタスア及びチアゾンパニリ地域流域管理計画
44	モーリタニア	セネガル川流域灌漑農業開発計画
45	リベリア	北西部森林資源調査
46	象牙海岸	サンペドロ平原農業農村開発計画
47	エリトリア	デベブ地域農業総合開発計画
[中近東地域]		
48	エジプト	中央デルタ農村地域水環境改善計画
49	オマーン	ネジド地方農業開発計画フェーズII
50	トルコ	小規模灌漑及び農村開発計画
51	モロッコ	零細漁村振興計画
[中南米地域]		
52	コロンビア	太平洋沿岸漁業開発計画
53	チリ	環境配慮型首都近郊農業開発計画
54	ドミニカ共和国	ジャケ・デル・スール川流域農業開発計画
55	ニカラグア	ニカラグア太平洋岸第2・第4地域農業開発計画
56	ブラジル	トカンチンス州農牧総合開発計画
57	ブラジル	アマゾン河口水産資源調査
58	ボリビア	サンタクルス県農産物流通システム改善計画
59	ボリビア	サンタクルス北部地域洪水対策計画

60	ボリヴィア	ラパス県アチャカチ地区農村農業開発計画
61	ホンデュラス	北部沿岸小規模漁業振興計画
62	メキシコ	ソコメスコ地域農牧農村総合開発計画
63	メキシコ [東欧地域]	オアハカ村落林業振興計画
64	ブルガリア	農業改善計画
65	ルーマニア	南部森林保全計画調査
66	カザフスタン	クシル・オルダ地区灌漑施設水管理改善計画
67	キルギス	北西部地域森林保全復旧計画

(5) 開発協力事業（調査等）

我が国の民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、国は国際協力事業団を通じて本邦民間企業の調和のある事業活動に資するため、関連施設整備及び試験的事業のための調査、投融資対象事業の調査、専門家の派遣等を実施している。

9年度には表31のとおり開発協力調査9件を行ったほか、専門家の派遣32名及び研修員の受入れ34名を実施した。

表31 開発協力調査

1	中 国	河北省園芸開発事業 (基礎一次調査)
2	中 国	長江上中流域農業開発事業 (基礎一次調査)
3	ヴェトナム	ホーチミン近郊加工用野菜栽培試験事業 (基礎二次調査)
4	中 国	河北省園芸開発試験事業 (基礎二次調査)
5	インドネシア	マングローブ林資源保全開発現地実証調査フォローアップ(作業監理)
6	マレーシア	複層林施業技術現地実証調査フォローアップ(作業監理)
7	ブラジル	セラード農業開発環境モニタリング調査(作業監理)
8	インドネシア	マングローブ林資源保全開発現地実証調査フォローアップ (計画打ち合わせ)
9	中 国	ホップ栽培関連施設整備事業事前調査 (関連施設整備事前調査)

(6) 養成確保事業

我が国の農林業開発協力の拡充、多様化に適切に対応していくためには質の高い専門家の養成を組織的、計画的に行うことが必要である。このため、当省は中・長期的観点から専門家を養成する研修を前年度に引き続き国際協力事業団を通じて実施した。また、国際協力事業団も独自に同様の専門家の研修事業を前年度に引き続き実施した。

ア 中期研修

農林業開発協力プロジェクトの指導者となるべき専

門技術者及び各専門分野の技術指導にあたる者を対象として、開発途上国・地域等における熱帯及び乾燥地農林業技術、社会経済事情に関する知識及び語学等について研修を行った。

農林水産開発コース（農業一般・農業土木・林業の3コース）、WIDコース、開発と貧困コース、海洋環境保全コース及び社会林業コースがあり、農林水産省職員37名、県、民間等16名が研修を行った。

イ 長期研修

我が国では技術の蓄積が乏しく習得が困難な農林業技術分野（熱帯地域家畜疾病、途上国農村の環境保全、途上国農村の女性の地位向上等）を対象に、農林水産省から当該作目の技術蓄積を有する先進地域（アメリカ等）に研修員3名を2か年間派遣して研修を行った。

なお、7年度及び8年度に派遣し、引き続き9年度においても研修を行った者は9名で、研修地はアメリカ、イギリス等である。

(7) 海外技術交流事業

ア 日ロ（旧ソ）農業技術交流

本事業は37年度に開始以来、相互主義により視察団の交流を実施してきている。9年度には、「小麦の良質・多収安定生産に向けた各種障害抵抗性及び新用途開発のための品種育成」のテーマで相互派遣・受入を行った。

(37年度以来の累計：派遣45班、受入47班)

イ 日中農業技術交流

本事業は47年9月の日中国交回復を契機とし、48年度から相互に視察団の交流を実施してきている。9年度には日本側から「農村における女性と男性のパートナーシップの実態、女性幹部養成と女性起業に係る基礎調査」「高緯度限界環境下における水稻の短期生育・多収安定化技術の解析」及び「タカネゴヨウ（華山松）の遺伝変異及び遺伝資源に関する調査研究」の団を派遣し、中国側から「生鮮農産物卸売市場考察団」、「植物新品種保護に関する総合考察団」及び「森林分類経営考察団」の団を受け入れた。

又、前年に引き続き、日中農業科学技術交流グループ第16回会議を9年5月27日～28日に開催し、技術上の諸問題、共同研究、種子種苗・技術情報の交換等について討議した。

ウ 日韓農林水産技術協力委員会

本委員会は43年度に第1次会議が東京で開催されて以来、毎年1回東京又はソウルにおいて交互に開催している。

本委員会は、両国の実務者をもって構成され、両国の技術交流の促進について討議を行うことを目的とし

表32 9年度農林水産関係一般無償資金協力実績（開議了解ベース）

国名	案 件 名	金額(億円)
象牙海岸	中北部地域灌漑農業整備計画（国債：9年度4.14, 10年度2.86）	7.00
マラウイ	ブワンジェバレー灌漑開発計画（国債：9年度4.14, 10年度2.86, 11年度5.42）	18.91
インドネシア	東部地域灌漑機材整備計画(2/2)	4.66
中国	洞庭湖地区農業水利開発計画	11.27
フィリピン	ディパロ川灌漑施設改修計画	7.21
ウガンダ	農業普及・訓練所改善計画(1/2)	4.20
ヴィエトナム	タンチ地区農村排水改善計画(1/3)	2.52
パキスタン	ミタワン地区流域保全施設建設機材整備計画	4.45
インドネシア	灌漑機材整備計画	7.67
(農林関係案件 計) 9件		67.89
エジプト	マーディア漁港開発計画（国債：9年度5.82, 10年度5.44）	11.26
ガーナ	セコンディ漁港建設計画（国債：9年度8.06, 10年度8.92）	16.98
セイシエル	ヴィクトリア小規模漁港整備計画	4.52
チュニジア	漁業調査船建造計画	8.41
アンティグア・バーブーダ	セント・ジョンズ水揚・流通施設建設計画	12.80
モロッコ	ララシュ漁業技術向上センター建設計画	10.86
ギニア・ビサオ	小規模漁業施設建設計画	7.31
セネガル	ダカール中央卸売魚市場拡充計画	7.28
インド	漁港浚渫船建造計画	12.48
ジャマイカ	小規模漁業開発計画	3.64
セント・ルシア	ビューフォート水産複合施設建設計画(1/2)	10.15
マラウイ	マラウイ大学ブンダ農学部水産学科施設整備計画	7.67
モザンビーク	漁船修理施設整備計画	7.70
(水産関係案件 計) 13件		121.06
(9年度 合計) 22件		188.95

表33 9年度無償資金協力基本設計調査事業等

国名	案 件 名
ラオス	造林センター建設計画
ジャマイカ	小規模漁業振興計画
セント・ルシア	ビューフォート水産複合施設整備計画
インド	漁港浚渫船建造計画
アンティグア・バーブーダ	セントジョンズ水揚・流通施設建設計画
セネガル	ダカール中央卸売魚市場拡充計画
ギニア・ビサオ	小規模漁業施設建設計画
モロッコ	ララシュ漁業技術向上センター建設計画
マラウイ	マラウイ大学ブンダ農学部水産学科施設整備計画
中国	漢江上流植林機材整備計画
ヴィエトナム	タンチ地区農村排水改善計画
ウガンダ	農業普及・訓練所改善計画
セント・ビンセント及びグレナディーン諸島	水産センター建設計画
モーリタニア	零細漁業開発計画
カーボ・ヴェルデ	ポルト・グランデ港新漁業施設建設計画
ドミニカ共和国	ハラバコ地区農業生産基盤リハビリ計画
ナウル	アニバレ漁港整備計画
ガナ	既存灌漑施設改修計画
モザンビーク	漁船修理施設整備計画
パラオ	ペリリュウ州漁村開発計画
エジプト	バハル・ヨセフ灌漑用水路マゾーラ堰整備計画
カンボディア	コルマタージュ灌漑施設整備計画

たものである。9年度は第30回会議を10月28日～29日に開催し、農業と環境、試験研究協力、技術者の交流、種子種苗・技術情報の交換等について討議した。

3 資金協力（政府ベースの資金協力）

(1) 一般無償資金協力

我が国は、開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金を供与する形態の無償資金協力を行っている。これは被援助国の民生安定と福祉向上に資するほか、当該国との友好に役立っている。

国際協力に関する我が国への要請が高まる中で、無償資金協力は年々増大の傾向にあり、6年度2,079億円（当初予算ベース、以下同じ）、7年度2,127億円、8年2,166億円、9年度2,628億円と増加している。

この内、農林業関係では、9年度において9件計68億円、水産関係では13件計121億円、農林水産関係合計22件189億円が供与され、その供与実績は表32のとおりである。

このほか、難民等に対する緊急援助として、9年度は、WFPを経由して政府米6.7万トン、30億円等の供与が実施された。

以上のほか、9年度において無償資金協力の実施のために表33の基本設計調査等を行った。

(2) KR食糧援助

本援助は43年度から実施された無償食糧援助である。GATTのケネディ・ラウンド関税一括引下げ交渉の一環として42年に成立した国際穀物協定の中の食糧援助規約に基づき実施されることから「KR食糧援助」と通称されている。その後、食糧援助規約は昭和55年、61年、平成7年の改訂を経て、現在、我が国はこの「1995（平成7）年食糧援助規約」に基づき、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与による援助を行っている。

なお、9年度の我が国の供与実績は、表34のとおり、29か国・5難民に対し、総額152.87億円を供与した。

このうち、66.2億円（アフリカ等の20か国向け）について、政府米を利用した援助を行うこととして閣議決定を行った。

表34 9年度KR食糧援助実績（閣議了解ベース）

国名	交換公文 締結年月日	供与総額 (億円)	供与使用穀物
(アフリカ地域)			
アンゴラ	10. 5.18	4.80	政府米
カーボ・ヴェルデ	10. 2.11	1.50	政府米
ギニア	10. 3. 9	2.00	政府米
コモロ	10. 3.20	1.80	政府米
サントメ・プリンシペ	10. 3.12	1.50	政府米
ジブティ	10. 1. 8	2.00	政府米
セネガル	10. 1.17	2.50	政府米
タンザニア	10. 1.20	5.00	政府米
中央アフリカ	10. 4. 8	5.00	小麦粉
トーゴ	10. 5.15	1.70	政府米
ニジェール	10. 4.30	4.00	政府米
ブルキナ・ファソ	10. 4.27	3.90	政府米
ベナン	10. 3.18	2.00	政府米
マダガスカル	10. 1.21	2.50	政府米
マラウイ	10. 3. 6	3.30	メイズ
モーリタニア	10. 2.12	2.00	政府米
モザンビーク	10. 3.12	5.00	政府米
ルワンダ	10. 1.27	3.00	政府米
(アジア地域)			
ネパール	10. 4.13	5.87	小麦
バングラデシュ	10. 3.18	8.50	小麦
モルディヴ	10. 2. 2	1.50	小麦粉
モンゴル	9.12.22	5.00	小麦
ラオス	10. 3.27	4.00	政府米
(大洋州地域)			
パプア・ニューギニア	9.12.18	3.00	政府米
(中南米地域)			
ハイティ	9.12.23	4.00	政府米
(UNRWA経由)			
パレスチナ難民	9.12.14	8.00	小麦粉、豆
(WFP経由)			
アフガニスタン難民（在イラン）	10. 3.27	3.00	小麦

アフリカ難民等	9.12.12	20.50	メイズ、メイズミール、小麦、豆
ソマリア国内被災民	10. 3.27	3.00	メイズ
スーダン国内被災民	9.12.12	3.00	小麦、ソルガム
スーダン国内被災民	10. 3.27	4.00	メイズ
旧ユーゴスラビア避難民等	9.12.12	10.00	小麦
カンボディア国内被災民	10. 3.27	10.00	政府米
コーカサス難民等	10. 3.27	6.00	小麦粉

(3) 食糧増産援助

本援助は開発途上国の食糧増産に向けた自助努力を支援するため、52年度から我が国が独自に行っている制度であり、肥料、農薬及び農業機械等を援助対象物資としている。

なお、本援助はKR食糧援助と対比して「第2KR援助」ともよばれることがある。

9年度の供与実績は表35のとおり、計56件、275億円である。

表35 9年度食糧増産援助実績（閣議了解ベース）

国名	交換公文 締結年月日	供与総額 (百万円)	援助物資
(アジア)			
インド	10. 3. 5	300	農業機械
インドネシア	9. 7. 4	1,200	肥料、農業機械
スリランカ	9. 7.14	1,300	肥料、農業機械、車両
中国	9.12.23	1,170	肥料、農薬、農業機械、車両
ネパール	9. 7.17	850	肥料、農業機械
パキスタン	10. 3.10	600	農業機械
フィリピン	10. 7. 1	1,550	肥料、農業機械
ブータン	9. 8.21	200	肥料、農薬、車両
モンゴル	10. 5.13	400	農業機械
ラオス	10. 1. 7	430	肥料、農業機械
(中近東・北アフリカ)			
イエメン	9.12.25	500	農薬、農業機械、車両
エジプト	9. 9.22	700	肥料、農業機械
ジョルダン	9. 9. 7	250	肥料、農業機械
シリア	9. 7.10	450	農業機械
パレスチナ暫定自治政府	10. 2.25	350	肥料、農業機械、車両
(アフリカ)			
アンゴラ	10. 5.18	400	肥料、農業機械

エチオピア	9.12.18	830	農薬, 農業機械
ガーナ	9. 7.30	400	肥料, 農薬, 農業機械, 車両
カーボ・ヴェルデ	10. 4.16	120	肥料, 農薬, 農業機械
ギニア	9. 9.26	350	肥料, 農薬, 農業機械
ギニア・ビサオ	9. 7.23	250	肥料, 農薬, 農業機械, 車両
ケニア	9. 7.15	900	肥料, 農薬, 農業機械
象牙海岸	9. 7.25	450	肥料, 農薬, 農業機械
ジンバブエ	9. 7.17	550	農薬, 農業機械
スワジランド	10. 4.24	300	肥料, 農業機械
セネガル	9. 7.21	550	肥料, 農薬, 農業機械, 車両
タンザニア	9. 7.31	850	肥料, 農薬, 農業機械
中央アフリカ	9.11.14	400	農薬, 農業機械, 車両
トーゴ	9. 7.11	300	肥料, 農薬, 農業機械
ナミビア	10. 5.13	300	肥料, 農業機械
ニジェール	10. 4.30	540	肥料, 農薬, 農業機械
ブルキナ・ファソ	9. 8.11	350	肥料, 農薬, 農業機械
ベナン	9. 8.26	250	肥料, 農薬, 農業機械
マダガスカル	10. 1.12	450	肥料, 農薬, 農業機械, 車両
マラウイ	9.11.12	400	肥料, 農薬, 農業機械
マリ	9. 7.10	350	肥料, 農薬, 農業機械
モーリタニア	9. 7.27	400	肥料, 農薬, 農業機械
モザンビーク	10. 3.12	600	肥料, 農薬, 農業機械
レソト	10. 6.11	280	肥料, 農業機械
(中南米)			
エルサルバドル	9. 7.15	400	肥料, 農薬, 農業機械
グアテマラ	9. 9.10	400	肥料
ドミニカ共和国	9. 9. 4	300	肥料, 農薬, 農業機械
ニカラグア	9. 8. 4	500	肥料, 農薬, 農業機械
ハイティ	9.12.23	400	肥料

パラグアイ	9.11.27	400	肥料, 農薬, 農業機械
ペルー	10. 1.27	500	農業機械
ボリビア	9.11.12	400	肥料
ホンジュラス	9. 7.21	450	肥料
(大洋州)			
西サモア	9. 7. 1	250	農薬, 農業機械
(東欧等諸国及びその他諸国)			
アゼルバイジャン	10. 2.26	400	農業機械
アルメニア	10. 3.26	400	肥料, 農業機械
ウズベキスタン	9. 9. 5	400	農業機械
キルギス	10. 1.20	300	農業機械
グルジア	10. 3. 6	380	肥料, 農業機械
ボスニア・ヘルツェ	9.12.18	500	肥料, 農業機械
ゴビナ			
マケドニア	10. 3. 5	300	肥料, 農業機械

(4) 円 借 款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で円借款に関する交換公文を締結し、これに基づいて、我が国の実施機関である海外経済協力基金と借入国政府との間に円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

9年度に実施された円借款政府調査団のうち、インドネシア、インド、マダガスカル(チュニジア、モロッコ)中国、スリ・ランカ、フィリピン、中央アジア(キルギス、ウズベキスタン、カザフスタン)、ヴィエトナムの11カ国に参加し技術的アドバイスを行った。

9年度の農林水産関係案件は表36のとおり計15件、906.51億円である。

表36 9年度農林水産関連円借款実績

		(交換公文ベース)	
国 名	案 件 名	交換公文締結年月日	供与限度額(百万円)
スリ・ランカ	マハベリ河C地域改善計画	9. 6.13	3,737
バングラデシュ	ナラヤンガンジーナールシンジ排水・灌漑事業	9. 6.27	339
中国	黒竜江省三江平原商品穀物基地(2)	9. 9. 4	2,792
ペルー	山岳地域貧困緩和環境保全計画	9. 9.19	5,677
タイ	地方農村開発信用事業(5)	9. 9.30	12,300
インド	パンジャブ州植林開発計画	9.10.31	6,193
	マディヤ・プラデシュ州養蚕計画	9.10.31	2,212
	マニプール州養蚕計画	9.10.31	3,962
	レンガリ灌漑計画	9.10.31	7,760
パラグアイ	農業部門強化計画(II)	9.12.26	15,525

インドネシア	ワイスカンボン灌漑計画 (III)	10. 1. 27	9,216
	小規模灌漑管理事業 (III)	10. 1. 27	16,701
	ギリラン灌漑事業 (E/S)	10. 1. 27	617
チュニジア	処理済下水利用灌漑計画	10. 3. 6	1,707
	バルバラ灌漑計画	10. 3. 6	1,913
計	15件		90,651

(5) 国際協力事業団開発協力事業 (投融資)

我が国の民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、①技術の改良又は開発と一体として行わなければその達成が困難な事業 (試験的事業)、②定められた公的金融機関より融資を受けている本体事業に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備 (関連施設整備事業) について、国は国際協力事業団を通じて資金援助を行っている。

農林業分野の9年度の融資実績は10件11億5,376万円、新規承諾案件は2件1億4,940万円であった。

4 多 国 間 協 力

(1) 国連食糧農業機関 (FAO)

ア 概要

国連食糧農業機関 (FAO) は、1945年10月に設立された国連の専門機関であり、現在ローマに本部を置き約4,200名の職員を擁している。我が国は1951年11月に加盟しており、現加盟国は、175か国及びECである。

FAOは、各国民の栄養及び生活水準を向上させ、食料、農産物の生産・流通を改善し、農林漁村住民の生活水準を向上させ、世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放に寄与することを目的として、主に以下の4つの事業を行っている。

(ア) 政策策定

世界の食料、農林水産業上の諸問題に関し、FAOの各種会議を通じてその国際的解決を審議し、決議の採択、申し合わせ、ガイドラインの策定等を行う。

(イ) 情報収集及び提供

食料農業分野における世界各国の情報を収集、整理分析し、加盟国や国際機関等に対し定期的に情報の提供を行う。

(ウ) 技術的助言

専門家の派遣及び研修生の受け入れ等を実施する。

(エ) 現地事業

食料、農業、林業及び水産業に関する現地開発事業を実施する。

イ 第17回世界食料デー

世界食料デー (10月16日) の国内行事として、(社)国際食糧農業協会の主催によるシンポジウム等を行った。

ウ その他

FAOに専門家として8名、準専門家として3名の職員を派遣中である。また、FAOのプロジェクトの「世界食料安全保障状況地図作成事業」(42万1千ドル)、「アジア地域持続可能な農業・農村開発支援事業」(37万9千ドル)、「アジア太平洋地域農林水産統計情報整備対策事業」(18万7千ドル)、「アジア地域市場経済移行国林業活性化計画」(43万6千ドル)、「南太平洋沿岸漁業技術開発普及事業」(39万ドル)、「中南米諸国持続的農業開発のための農地管理対策調査」(42万8千ドル)、「アフリカにおけるかんがい可能性評価事業」(27万7千ドル)、「国際漁業における「責任ある漁業」推進特別事業」(15万ドル) に対して、拠出を行った。

(2) 世界食糧計画

(WFP)

世界食糧計画(WFP)は、食料を開発途上国の経済・社会開発及び緊急食糧援助に役立てることを目的として、1963年国連及びFAOの共同計画として設立された食糧援助実施機関で、各国からの拠出によりアフリカを中心とした開発途上国に穀物、乳製品、植物油等を援助している。

我が国は平成9年度において、WFPに対して通常拠出1,600万ドル (現金533万ドル、現物分水産罐詰及び米1,067万ドル)、国際緊急食糧リザーブ520万ドルのほか車輛、貯蔵施設等非食料品目援助60万ドルの拠出を行った。また、WFPの二国間代行業務として難民、被災民救済のため、WFPを通じたKR食糧援助 (59.5億円) を行った。

(3) 国連アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP)

国連アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP) は、国連経済社会理事会の下部機構たる地域経済委員会の一つとして、1947年に設立され、アジア・太平洋地域の経済社会開発を促進するための協力機関として、種々の地域協力プロジェクトを行っている。

我が国は、従来よりESCAPのほとんど全ての分野にわたる諸活動に対し資金協力 (1997年度200万ドル) 及び技術協力を実施している。

なお、ESCAPの特別地域機関であるアジア・太平洋湿潤熱帯地域粗粒穀物・豆類・地下作物研究開発地域

調整センター (CGPRT Center) の行う「CGPRT作物に関する貿易自由化の影響調査」に対して拠出 (28.8万ドル) を行った。

(4) アジア開発銀行 (ADB)

アジア開発銀行は、アジア地域の経済開発を目的として1966年に設立された(加盟国56)。我が国は1997年末現在で、次のような拠出等に協力している。

通常資本 (応募額)	74億5,069万ドル
アジア開発基金 (拠出額)	91億6,794万ドル
技術援助特別基金 (拠出額)	4,771万ドル

97年融資合計は94億1,400万ドルであり、主要なセクターは農業・天然資源、社会インフラ、運輸通信、エネルギー等となっている。

(5) 国際農業開発基金 (IFAD)

国際農業開発基金は、低利な資金融資による開発途上国の食料生産増大を目的として、先進国及び産油国の拠出約10億ドルをもとに1977年発足した(加盟国161)。

その後、3回にわたる増資、及びサハラ砂漠以南の農業生産の再生を目的とした「アフリカ特別プログラム」の創設を経て、1997年2月の総務会において第4次増資(1997年～1999年)が合意された。

我が国は暫約ベースで当初拠出金に5,500万ドルを、また第1次、第2次、第3次、第4次の増資についてはそれぞれ6,021万ドル、2,677万ドル、3,978万ドル、3,799万ドルを拠出しており、先進国中第2の大口拠出国である。

1997年末の同基金の貸付承諾累計額は59.3億ドルに達している。

(6) 国際農業研究協議グループ (CGIAR)

国際農業研究協議グループは1971年に世銀、FAO、国連開発計画 (UNDP) が主催した国際農業研究の長期かつ組織的支援に関する会議で設置が決定されたドナー国 (機関) のグループで、事務局を世銀内に置いている。1997年末現在、メンバーは57か国・機関である。

本グループ傘下の国際農業研究機関としては、国際稲研究所 (IRRI, フィリピン)、国際半乾燥熱帯作物研究所 (ICRISAT, インド)、国際とうもろこし・小麦改良センター (CIMMYT, メキシコ) 等の16の研究所が

ある。

我が国は1971年の第2回会合以来、本グループに正式メンバーとして参加し、研究協力及び拠出を行っている。1997年度はCGIAR事務局及び本グループ傘下の16研究所等に対し41億6,875万円 (外務省計上) の拠出を行ったほか、農林水産省からは国際稲研究所の行う「遺伝資源拡大による熱帯水分ストレス下における稲作安定化技術の開発」に4,653万円、国際半乾燥熱帯作物研究所の行う「熱帯半乾燥地域における主要畑作物の持続可能な栽培技術の開発」に3,597万円の特別拠出を行った。

(7) アジア生産性機構 (APO)

アジア生産性機構は第2回アジア生産性円卓会議において設立が決議され、1961年に発足した、東京に事務局を置く政府間国際機関である。

同機関は、加盟各国の相互協力に基づいた生産性の向上を通じ、諸国の開発及び発展に寄与することを目的として、多国間ベースによるシンポジウム、セミナー等の開催、訓練コース、視察団の派遣、調査研究等の事業活動を行っている(加盟国18か国)。農林水産省は農業分野において、セミナー、シンポジウムの我が国での開催及び視察団の受け入れ等に対する協力 (平成9年度予算8,007万円) を行っている。

(8) 国際協同組合同盟 (ICA)

国際協同組合同盟は1895年にロンドンに設立された民間組織であり、相互扶助と民主主義の精神に基づき協同組合原則を遵守するあらゆる種類の協同組合によって組織されている。現在93か国232の全国組織が加盟し、その傘下には7億2,500万人の組合員を擁する世界最大の民間組織である。

我が国はアジアにおける農協組織の育成に資するため、開発途上国の漁協組織の育成強化と漁業活動の活性化及びアジアにおける農村婦人の開発参加に資するため、ICAの行う農漁協指導者育成のための研修事業に対し、任意拠出を行った (1997年度8,656万円)。

(9) そ の 他

以上のほか、我が国はアジア蔬菜研究開発センター (AVRDC, 台湾)、食糧・肥料技術センター (FFTC, 台湾)、東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC, タイ他)、メコン河委員会 (MRC, タイ) に対して、資金拠出、専門家派遣等の協力を行っている。